

農業用廃プラスチック回収 (分別収集)を実施します

▼日時

6月13日(火)・14日(水)

午前8時30分～午後3時まで

※正午～午後1時までの時間帯の持ち込みは極力ご遠慮ください。

▼内容

13日(火)

①農業用ポリエチレン(スーパーソーラー・ベジタロン・クリンテート・トーカンエース・ユーラックなど)。ただし、不織布は回収しません。
②グリーンや黒マルチなど
③灌水チューブ

④農薬空きボトル・空き袋

※よく洗浄・乾燥し、ラベルを完全にはがし、半透明のゴミ袋に入れて搬入してください。守られていない場合は、回収できません。

14日(水)

⑤農業用ビニール(クリンエース・キリナイン・ノンキリー・ハイヒットモヤレス・キリサラバなど)

①～⑤にそれぞれ分別してください。

※種類ごとに回収を実施します。必ず分別のうえ、つば折りにし、

同資材のヒモではずれないように2か所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は受け付けません。

※廃プラスチック等に金属(針金など)がついている場合は、必ず取り除いてください。

▼場所

JAUつつのみや上三川野菜集荷所(上蒲生378番地)

▼処理負担金

重量負担15円/kg(100円未満切り捨て)

※委任状が必要になりますので、印かんをお持ちください。

▼その他

廃棄物処理法により、野焼きや不法投棄をすると、罰則の対象となります。

▼問い合わせ先

JAUつつのみや上三川野菜集荷所

☎6688

産業振興課 農産園芸係

☎9138

町のごみは、増えている?減っている?

○家庭から出るごみは、どのくらい?

町のごみ処理は、平成13年4月からクリーンパーク茂原で行っていますが、家庭から出されるごみの約95%は燃やせるごみとなっています。

平成22年度に現在の分別方法による収集となり、ごみの量が大きく減少しましたが、その後は再び増加傾向となり、平成27年度のごみの量は、6,123トンありました。

○どうすれば、ごみを減らせる?

各家庭から出る資源物のごみの分別をさせていただくことにより、資源物の有効利用やごみの減量につながりますので、資源物のごみの分別収集にご協力をお願いします。

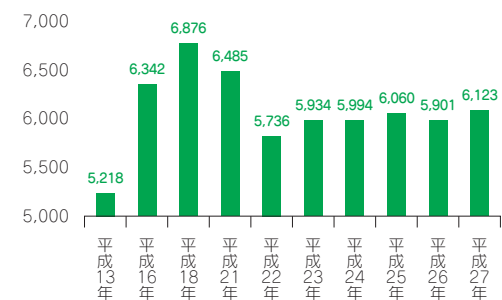
○ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を、ご利用ください!!

ごみの分別方法や出し方を検索したり、収集日をお知らせする機能などがついた、スマートフォン対応のアプリ「さんあ〜る」を配信しています。

右記のQRコードよりダウンロードして、ごみの分別等にご活用ください。

家庭から出される燃やせるごみ

(単位:t)



iPhone版



Android版



▶問い合わせ先=住民生活課 生活環境係 ☎569131

後期高齢者医療保険制度の保険料について

所得の低い方や被用者保険の被扶養者だった方は、特例措置として保険料の軽減措置がありますが、平成29年度より見直されます。

【所得の低い方の軽減措置】

所得割額を負担する方のうち、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減から2割軽減となります。

	平成 28 年度	平成 29 年度
所得割額	5 割軽減	2 割軽減

均等割額9割、8.5割軽減の特例措置は平成29年度においても継続されます。

均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引上げられ、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が26.5万円から27万円に、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が48万円から49万円に変わります。

5 割軽減	基礎控除額 (33 万円) +27 万円×被保険者数
2 割軽減	基礎控除額 (33 万円) +49 万円×被保険者数

【被用者保険の被扶養者であった方への軽減措置】

被用者保険の被扶養者だった方の均等割額は、9割軽減から7割軽減となります。

	平成 28 年度	平成 29 年度
均等割額	9 割軽減	7 割軽減
所得割額	賦課せず	賦課せず

※所得の低い方への均等割額9割、8.5割軽減に該当する場合は、そちらが優先されます。

▶ 問い合わせ先 = 栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805(代表)
税務課 住民税係 ☎56)9122

コンビニ交付で取得できる証明書について

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアの店舗内にあるマルチコピー機で、住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書が取得できます。

☆取得できる証明書

1. 住民票の写し

上三川町に住民登録している、本人及び同一世帯員の住民票

【取得できない住民票】

- ・個人番号や住民票コードが記載されたもの
- ・住所異動や氏名変更の履歴が記載されたもの
- ・転出者や死亡者の住民票の除票
- ・世帯員の中に転出予定者が含まれている場合

2. 印鑑登録証明書

上三川町で印鑑登録している、本人の印鑑証明書

※従来の印鑑登録証ではコンビニ交付は利用できません。登録情報を移したマイナンバーカードが必要です。

3. 所得証明書

上三川町に住民登録している、本人の所得証明書

※現年度分のみ取得ができます。

また、所得証明書の年度は平成29年6月13日(火)から平成29年度(28年中)に切り替わります。過去の年度分については、役場窓口をご利用ください。

☆簡単な画面操作で取得

マルチコピー機の画面の「行政サービス」ボタンをタッチします。

案内に従って画面操作を行うと証明書が取得できます。

※マイナンバーカード交付時に設定した利用者用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要となります。

☆利用時間

午前6時30分～午後11時

※毎年12月29日～翌年1月3日、サーバーメンテナンス時を除く

☆利用できる店舗

全国のセブン・イレブン・ローソン・サークルKサンクス・ファミリマートの各店舗

※マルチコピー機設置店舗のみ

☆証明書発行手数料

全て1部200円

▼問い合わせ先

住民生活課 総合窓口係

☎56)9125

